

令和元年度さいたま市立常盤中学校

いじめ防止基本方針

R 1 6月変更



さいたま市立常盤中学校

令和元年度 さいたま市立常盤中学校いじめ防止基本方針

I はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの生徒にも起こり得る」という基本認識の下、本校のすべての生徒が、毎日元気に登校し、笑顔で下校ができる、いじめのない学校を目指し、一人ひとりがいじめを許さない集団をつくるため、「さいたま市立常盤中学校いじめ防止基本方針」を策定した。

II 本校のいじめの問題に対する基本姿勢

- 1 「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こりうる」という意識をもち、いじめを見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- 2 児童一人ひとりの自己存在感を高め、自己決定の場を与え、共感的な人間関係をはぐくむ教育活動を推進する。
- 3 いじめの早期発見のために、実効的な取組を行う。
- 4 いじめの早期発見に向けて、該当児童の安全を確保するとともに関係機関と連携する。
- 5 学校と家庭が連携・協力して事後指導にあたる。
- 6 学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合は、速やかに、学校いじめ対策委員会に当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。
- 7 学校の特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込まず、学校が一丸となって組織的に対応する。
- 8 いじめる生徒に対し、成長支援の観点に立ち、毅然とした態度で指導するとともに、いじめる生徒が抱える問題を解決するため、心理や福祉等の専門性を生かした支援や関係・専門機関との連携を図る。
- 9 学校の教育活動全体を通じて、特別支援教育、国際教育、人権教育の充実を図り、生徒への指導を組織的に行う。

III いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。また、「けんかやふざけ合い」であっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、背景にある事情を確認し、生徒の感じる被害性も踏まえ、いじめに該当するか否かを適正に判断する。そして、いじめは単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、ほかの事情も勘案して判断するものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること。

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは少なくとも3か月を目安とする。

②被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが認められること。被害生徒本人、及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

IV 組織

1 いじめ対策委員会（「いじめ防止対策推進法」第22条）

（1）目的：学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため

（2）構成員：

中学校側 校長・教頭・生徒指導主任(司会)・教育相談主任・人権主任・特別支援コーディネーター・養護教諭・さわやか相談員・スクールカウンセラー

地域の方 PTA会長・主任児童委員・保護司・公民館長、警察関係者

※必要に応じて構成員以外の関係者を招集できる。（心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等）

（3）役割

学校いじめ対策委員会は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。具体的には、次に掲げる役割を担う。

【未然防止】

・いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

【早期発見・事案対処】

・いじめの相談・通報を受け付ける窓口

・早期発見・事案対処のため、いじめの疑いの情報の収集と記録、共有

・いじめの情報があつた時の事実関係の把握といじめであるか否かの判断

・被害者へ支援。加害者への指導体制・対応方針の決定と保護者との連携

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

・学校の基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、実行、検証、修正

・いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施

・学校の基本方針が機能しているかの点検・見直し（PDCAサイクル）

（4）開催

ア 定例会（年2回開催5/10（月） 12/13（金））

イ 校内委員会（生徒指導委員会等と兼ねて開催）

ウ 臨時部会（必要に応じて、必要なメンバーを招集して開催）

（5）内容

ア 学校基本方針に基づく取組の実施、学校基本方針に基づく取組の進捗状況の確認、定期的検証

イ 教職員の共通理解と意識啓発

ウ 児童生徒や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取

エ 個別面談や相談の受け入れ、及びその集約

オ いじめやいじめが疑われる行為、児童生徒の問題行動などの情報の収集と記録、共有

カ いじめであるか否かの判断

キ いじめ事案への組織的対応

①いじめの被害児童生徒に対する支援体制と対応方針の決定

②いじめの加害児童生徒に対する指導体制と対応方針の決定

ク 保護者との連携

ケ 構成員の決定

コ 重大事態への対応

サ ア～コに掲げるもののほか、いじめの防止等に関する事項

2 生徒いじめ対策委員会 (開催5/10(月)① 12/13(金)②, ③)

(1) 目的

いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、自分たちでできることを主体的に考え、行動するとともに、いじめを許さない集団やいじめが起きない集団や学校を作ろうとする意識を高め、いじめの防止等の取り組みを推進する。※H26 12月変更

(2) 構成員：生徒会長、生徒会副会長、生徒会書記、学級委員

(3) 担当：教頭、生徒指導担当・生徒会担当・養護教諭

(4) 開催：各学期1回開催

(5) 内容

ア いじめ撲滅に向けた話し合いを主体的に行う。

イ 話し合いの結果を学校に提言する。

ウ 提言した取組を推進する。

エ いじめの未然防止に向けた生徒の主体的な取組を推進するため、各委員会の委員長や各部の部長、学級委員が集まる話し合いを開催する。 ※H26 12月追加

V いじめの未然防止 ※いじめ防止基本方針より

1 道徳教育の充実:道徳主任が担当

(1) 教育活動全体を通して

○「いじめをしない、許さない」資質をはぐくむために、あらゆる教育活動の場面において、道徳教育に資する学習の充実に努め、道徳教育推進教師を中心に、全教師の協力体制を整える。

○道徳の内容項目と関連付けて、重点化を図り、時期と内容を明確にした全体計画を作成する。

(2) 道徳の時間を通して

○「いじめ撲滅強化月間」(6月)に、「2主として他の人とのかわりに関すること」の内容項目を取り上げて指導する。

2 「いじめ撲滅強化月間」の取組を通して:生徒指導主任が担当

○実施要項に基づき、各学校や児童生徒の実態に応じて、以下のすべての内容について取り組む。

- ・児童生徒啓発ポスターを活用した、いじめ撲滅に向けた学級スローガンづくり
- ・生徒会による、いじめ撲滅を目指したキャンペーンの展開
- ・校長等による講話
- ・「いじめ防止指導事例集」を活用する等、いじめの未然防止に向けた学級担任等による指導
- ・学校だよりやPTA広報誌による家庭や地域への広報活動
- ・学校独自の簡易アンケートの実施

3 「人間関係プログラム」を通して:人間関係プログラム担当者(1年)

(1) 「人間関係プログラム」の授業を通して

○「いじめ撲滅強化月間」(6月)に、「構成的グループエンカウンター」等のエクササイズを実施することにより、あたたかな人間関係を醸成する。

○相手が元気の出る話の聞き方・相手が元気の出ない話の聞き方等のロールプレイを繰り返し行うことにより、人と関わる際に必要となるスキルの定着を図り、いじめの未然防止に取り組む。

(2) 直接体験の場や機会を通して

○教育活動全体を通して、意図的・計画的に「人間関係プログラム」の授業で学んだスキルを活用する直接体験の場や機会をつくり、定着を図ることで、いじめのない集団づくりに努める。

(3) 「人間関係プログラム」に係る調査結果を生かして

○各学級担任が、学級の雰囲気やスキルの定着度を的確に把握し、あたたかな雰囲気を醸成するとともに、いじめのない集団づくりに努める。

4 「いのちの支え合い」を学ぶ授業を通して:**特別活動主任が担当**

- 生徒が、相談することの大切さを理解し、相談のスキル、悩みやストレスへの対処法などを身に付ける。特に、いじめは、いじめられていても本人がそれを否定する 경우가多々あることを踏まえ、友達の代わりに自分が信頼できる大人に相談することができるようにする。
- 授業の実施： 全学年 校長会から：**H27年度から必ず1学期に実施。**

5 メディアリテラシー教育を通して:**生徒指導主任が担当**

(1) 「携帯・インターネット安全教室」の実施

- 生徒の情報活用能力の向上を図り、安全に正しくインターネットや携帯電話等の情報端末を使うことができる力を身に付けさせ、いじめの未然防止に努める。